

訪問看護サービス(医療保険)

重要事項説明書 及び 契約書

愛知県指定

第2360590018号

医療法人 珪山会

珪山会大門訪問看護ステーション

重 要 事 項 説 明 書

1. 訪問看護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人 珪山会
代表者氏名	鵜飼 泰光
所在地・連絡先	(住 所) 名古屋市中村区太閤通4丁目1番地 (電話番号) 052 (461) 3255 (F A X) 052 (461) 3224

2. 事業所の概要

(1)事業所名称及び事業所番号

事業所名	珪山会 大門訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住 所) 名古屋市中村区賑町26番地 (電話番号) 052 (471) 2533 (F A X) 052 (485) 9702
事業所番号	2360590018
管理者の氏名	飯田 明子

(2)事業所の職員体制

従業者の職種		人数	区 分			常勤換算 後の人数 (人)
			常勤(人)	常勤(兼務)	非常勤(人)	
訪 問 看 護 員	保健師	—	—	—	—	—
	看護師	5	3	1	1	2.9
	准看護師	—	—	—	—	—
	理学療法士	9	8	—	1	8.4
	作業療法士	1	1	—	—	1.0
	言語聴覚士	1	1	—	—	1.0
事 務 職 員 等		1	—	—	—	1.0

(3)事業の実施地域

事業の実施地域	中村区・西区・中川区
---------	------------

(4)職員の勤務体制

従業者の管理	勤 務 体 制
管 理 者	常 勤 9:00 ～ 18:00
看 護 師	常 勤 9:00 ～ 18:00
准看護師	常 勤 9:00 ～ 18:00
理学療法士	常 勤 9:00 ～ 18:00
作業療法士	常 勤 9:00 ～ 18:00
言語聴覚士	兼 務 9:00 ～ 18:00
事務職員等	常 勤 9:00 ～ 18:00

(5) 営業日

営業日	営業時間
平日	9:00 ~ 18:00
営業しない日	土曜・日曜・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）

3. サービス内容

自宅で療養される方が安心して生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、理学療法士等が訪問し、機能評価・自宅環境整備等含め、リハビリテーションを行います。

【サービスの内容】

●病状観察 ●リハビリテーション ●保清（入浴介助・清拭・足浴） ●口腔ケア ●食事指導
●排泄の介助 ●家族の介護指導 ●床擦れの予防・処置 ●服薬指導 ●医療器具の交換・管理
●自己注射・自己導尿の指導・管理 ●カテーテルの管理・指導 ●在宅酸素療法の指導・管理 等

【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーション】

訪問看護ステーションにおける理学療法士等の訪問は、看護職員による訪問により、心身の状態等を適切に評価し、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問して、実施するリハビリテーションです。そのため、定期的な看護職員の訪問が必要です。

●生活リハビリ指導・訓練（移動・起居・排泄・更衣・整容・入浴・食事動作等の指導）
●身体機能維持・向上訓練 ●介助方法の指導 ●嚥下訓練・言語訓練・摂食訓練
●家屋改造の相談 等

4. 費用

保険の種類によって、ご負担額が異なります。

後期高齢者医療受給証：1割または3割負担

一般の健康保険等：各種負担割合により負担

【基本利用料】

正看護師等が訪問した場合

訪問看護サービス期間	基本療養費	管理療養費	合計
1日目	5,550 円	7,670 円	13,220 円
週2～3日目まで	5,550 円	3,000 円	8,550 円
週4日目～	6,550 円	3,000 円	9,550 円

※准看護師が訪問した場合は、上記の90/100となります

理学療法士等が訪問した場合

訪問看護サービス期間	基本療養費	管理療養費	合計
1日目	5,550 円	7,670 円	13,220 円
週2日目～	5,550 円	3,000 円	8,550 円

※入院中の外泊中に訪問看護を利用した場合：8,500円（基本療養費Ⅲ）

※夜間（午後6時～午後10時まで）早朝（午前6時～午前8時まで）訪問看護加算：2,100円

※深夜（午後10時～午前6時まで）訪問看護加算：4,200円

【その他の加算】

□24時間対応体制加算		□6,800 円/月 または □6,520円/月
□特別管理加算		□2,500 円/月 または □5,000 円/月
□退院時共同指導加算		8,000 円/回
	□特別管理加算対象	10,000 円
□退院時支援指導加算		6,000 円
	90分を超える訪問	8,400円
□難病複数回訪問 加算	2回目	4,500 円
	3回目以上	8,000 円
□複数名訪問看護 加算	看護師等	4,500 円
	准看護師	3,800 円
□緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
□訪問看護ベースアップ評価料 I		780円/月
□訪問看護医療DX情報活用加算		50円/月
□ターミナルケア療養費		25,000 円

※ 上記の金額に負担率を乗じた金額が、自己負担額となります。

身体障害者や特定疾患の医療受給者、公費対象の方の場合は、ご利用金額が免除もしくは減額されます。

【保険適用外】

・その他の料金： 2,000円/回

（営業日以外の日・営業時間以外における訪問看護の費用）

・死後の処置：10,000円

（ご自宅にて、死後の処置を看護師が行った場合）

【交通費】

・サービス提供地域内（中村区・西区・中川区）： 無料

・サービス提供地域外：地域内より1km毎に100円増（税込）

【キャンセル料】

・キャンセルの場合は、訪問当日の9:15までにご連絡をくださいますようお願い致します。なお、9:15以降のご連絡、またはご連絡がない場合（入院等やむを得ない事由を除く）は、キャンセル料をお支払いいただきます。

キャンセル料：1,000円/回

【利用料の支払い方法】

・月払いで、翌日10日前後に現金にて徴収させていただきます。

※正当な理由なく支払すべき利用料を2ヶ月以上滞納され、支払いを催促したにもかかわらず、14日以内に支払いがない場合は、サービスの中止または契約を解除させていただきます。

5.お願い

(1) 訪問看護サービスは、主治医の指示を受けてサービスを提供させていただきます。そのため、主治医の訪問看護指示書が必要となりますので、定期的な受診をお願いいたします。

(2) 暴風雨・降雪等における地域基幹道路の通行規制・道路交通事情により、移動が困難な場合は、サービス訪問時間の変更やご利用の中止をお願いすることがあります。その際は、ご理解とご協力、ご了承くださいませようお願いいたします。

します。

(3) 訪問職員に対する飲食物・贈り物等のお心遣いは、ご遠慮させていただきます。

(4) 当ステーションでは、看護学生実習を受入れております。実習期間中は、学生が同行訪問をさせていただく場合がありますので、ご理解・ご了承くださいませようお願いいたします。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所ご利用者様 相談窓口	窓口責任者	飯田 明子
	ご利用時間	平日 午前 9時 ~ 午後 6時
	連絡先	電話 052 (471) 2533
	面接場所	大門訪問看護ステーション
区役所	ご利用時間	平日 午前 9時 ~ 午後 5時
	中村区役所	電話 052 (483) 8161
	中川区役所	電話 052 (363) 4327
	西区役所	電話 052 (523) 4519
市役所	介護指導課	電話 052 (972) 2592
国民健康保険団体 連合会介護保険課	ご利用時間	平日 午前 9時 ~ 午後 5時
	連絡先	電話 052 (974) 4165
	面接場所	名古屋市東区泉1-6-5

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等への連絡をします。

緊急の連絡先については、①②の順に連絡をさせていただきますので、ご家族様等でお話しの上、ご記入ください。

主治医	病院名:	
	氏名:	
	電話番号:	
緊急時連絡先①	氏名:	(続柄:
	住所:	
	電話番号:	
緊急時連絡先②	氏名:	(続柄:
	住所:	
	電話番号:	
協力医療機関	医療法人珪山会 鵜飼病院	
	院長 堀口 紘輝	
	名古屋市中村区寿町30番地	
	052-461-3131	

【時間外・休祝日の対応について】

当ステーション訪問看護のご利用者様につきましては、協力医療機関である「鵜飼病院」にて24時間、受診等の相談を対応させていただいております。ご連絡の際は、訪問看護をご利用されている旨をお伝えください。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、ために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

看護師 飯田 明子

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 名古屋市中村区賑町26番地

事業者(法人)名 医療法人 珪山会

事業所名 珪山会大門訪問看護ステーション

(事業所番号) 第 2360590018号

管理者名 飯田 明子 印

説明者 職 名

氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項について説明を受けました。
内容を承知・了解し、契約いたします。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

家族代表者
(身元引受人) 住 所

氏 名 印

利用者代筆者 住 所

氏 名 印

(代筆の理由:

個人情報保護方針

当事業所は信頼の医療・介護に向けて、利用者様に良い医療・介護を受けていただけるよう日々努力を重ねています。「利用者様の個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当事業所では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当事業所が利用者様の個人情報を収集する場合、診療・看護および利用者様の医療・介護にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用および提供について

当事業所は、利用者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- ◎ 利用者様の了解を得た場合
- ◎ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工¹して利用する場合（学会等）
- ◎ 法令等により提供を要求された場合

当事業所は、法令の定める場合等を除き、利用者様の許可なく、その情報を第三者²に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

当事業所は、利用者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者様の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざんまたは利用者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当事業所は、利用者様の個人情報について利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当事業所の「患者情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

当事業所の個人情報保護方針に関してのご質問や利用者様の個人情報のお問い合わせは以下の窓口でお受けいたします。

窓口：大門訪問看護ステーション「個人情報保護相談窓口」

Tel (052) 471-2533

6. 法令等の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当事業所は、個人情報の保護に関する日本の法令、厚生労働省のガイドライン、医学関連分野の関連指針、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

医療法人 珪山会 大門訪問看護ステーション

管理者 飯田 明子

- 1 単に個人の名前のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても利用者様の本人を特定できない状態にされていること。
 - 2 第三者とは、利用者様本人および事業所以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または利用者様本人によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。
- * この方針は、利用者様のみならず、当事業所の職員および当事業所と関係のあるすべての個人情報についても、上記と同様に取り扱います。

訪問看護契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところより必要最小限の範囲で使用することを同意します。

記

1. 使用する目的

- ① 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、訪問看護サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議、主治医への訪問看護報告書・計画書、主治医（他医療機関含む）および他介護サービス事業所と連携業務において必要な場合。
- ② 業務で使用する車両について、所轄警察署長の駐車許可（駐車禁止道路駐車許可車）標章申請のため。
- ③ 調査を目的とした行政からの情報提供を求められた場合。

2. 使用に当たっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- ② 本人及び家族が使用を特別に禁じた事項については公開しないこと。
- ③ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等については記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ② その他の情報。

令和 年 月 日

医療法人珪山会 大門訪問看護ステーション
管理者 飯田 明子 様

利 用 者 住 所
 氏 名

印

家族代表者 住 所
 氏 名

印

利用者代筆者 住 所
 氏 名

印